

# 障害福祉

## ガイドブック



- ・この冊子の内容は、平成21年3月時点のものです。掲載されている制度は、変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・五戸町福祉課は平成21年4月から「福祉保健課」に名称が変わります。冊子内の問合せ先などは新名称で表記しています。

# 障害者を支援す

## 市町村

### 自立支援給付

#### 障害福祉サービス → 3～6 ページ

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 重度障害者等包括支援
- 行動援護
- 短期入所（ショートステイ）
- 生活介護
- 療養介護
- 児童デイサービス
- 共同生活介護（ケアホーム）
- 施設入所支援
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 共同生活援助（グループホーム）
- 就労継続支援

#### 自立支援医療

→ 8 ページ

- 更生医療

#### 補装具の交付・修理

→ 9 ページ

市町村窓口で  
手続き

#### 地域生活支援事業

- 日常生活用具の給付・レンタル → 9・10 ページ
- 移動支援（車両移送）
- 運転免許取得費の助成
- 自動車改造費の助成
- 地域活動支援センター
- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日中一時支援
- 職親<sup>しよくおや</sup>
- 就職支度金の支給

→ 13 ページ

→ 14 ページ

#### 重度心身障害者 医療費の助成

→ 8 ページ

#### 市町村税の減免など

→ 11 ページ

- 軽自動車税の減免
- 住民税（障害者控除など）

市町村窓口

3 ページからの各制度の説明には、対象となる方を次のマークで表示しています。

**身体**

体の不自由な方が対象です。「手帳不要」と表示のあるものを除き、制度を利用するには「身体障害者手帳」の取得が必要です。

**知的**

知的障害を有する方が対象です。「手帳不要」と表示のあるものを除き、制度を利用するには「愛護手帳（療育手帳）」の取得が必要です。

**精神**

精神障害を有する方が対象です。「手帳不要」と表示のあるものを除き、制度を利用するには「精神障害者保健福祉手帳」の取得が必要です。

# る福祉のしくみ

市町村窓口で手続き

国

## 障害年金

→7ページ

- 障害基礎年金
- 障害厚生年金

## 国税の減免など

→11ページ

- 所得税 (障害者控除など)
- 贈与税・相続税など

## 障害者手帳の交付

- 身体障害者手帳
- 愛護手帳 (療育手帳)
- 精神障害者保健福祉手帳

## 自立支援医療

→8ページ

- 育成医療
- 精神通院

## 手当等の支給

→7ページ

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 心身障害者扶養共済

## 都道府県税の減免

→11ページ

- 自動車税の減免
- 自動車取得税の減免
- 事業税の減免

## 難病対策

→8ページ

- 特定疾患医療費の助成
- 小児慢性特定疾患医療費の助成

都道府県



で手続き

- NHK放送受信料の免除

→12ページ

- 高速道路・有料道路の通行料金の割引

→13ページ

- 携帯電話料金の割引

- NTTの無料番号案内

→12ページ

- 交通機関の運賃割引

- 駐車禁止の除外

→13ページ

その他の公共機関・民間企業など

# 障害福祉サービス

身体

知的  
手帳不要

精神  
手帳不要

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

※訓練等給付は、基本的に18歳以上の障害者を対象としています。

## 訪問系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
行動援護	介護給付	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	常に介護を必要とする方のなかでも介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

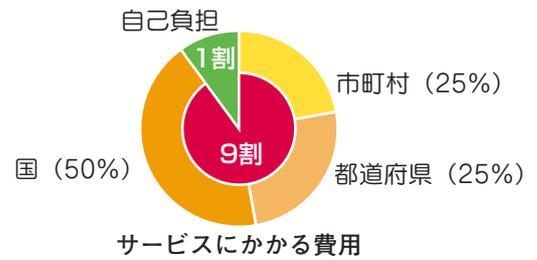
## 日中活動系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。 ※18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
児童デイサービス	介護給付	障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。



## ■ サービスを利用したときの費用

サービスを利用したら、費用の1割を支払います。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限が決められています。



### ① 利用者負担の上限額

所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。また、所得が低い場合は負担がさらに軽減されます。

区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得1	市町村民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	24,600円
一般	市町村民税課税世帯の方	37,200円

- 18歳以上の障害者（施設入所の18・19歳を除く）の場合は「本人および配偶者」、障害児（施設入所の18・19歳を含む）の場合は「保護者の属する世帯」の収入などで判断します。
- 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、介護保険のサービスを併せて利用している方がいる場合は、合算した額が上記の上限額を超えた分が「高額障害福祉サービス費」として支給されます。
- 入所施設やグループホームを利用している低所得者のうち預貯金等が一定額以下の方には、個別の減免などの利用者負担の軽減措置があります。
- 利用者負担のために生活保護の対象となる場合は、負担が軽減されます。

### ② 施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

※施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の方は、自己負担が重くなりすぎないように、申請により負担が軽減される場合があります。

### ③ 利用者負担の軽減措置

#### ● 居宅・通所サービスの利用者負担の軽減

低所得1、低所得2、一般（市町村民税所得割16万円未満）の区分の方で資産などの要件を満たす方は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されます。

所得区分	負担上限額（月額）
低所得1	1,500円
低所得2	居宅サービス 3,000円／通所サービスのみ（短期入所を併用する場合を含む）1,500円
一般（所得割16万円未満※）	9,300円

※本人と配偶者の市町村民税所得割額の合計額

#### ● 障害児がいる世帯の利用者負担の軽減

市町村民税所得割28万円未満で資産などの要件を満たす場合は、所得区分に応じて利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されます。

所得区分	負担上限額（月額）
低所得1	居宅・通所サービス 1,500円／入所サービス 3,500円
低所得2	通所サービス 1,500円／居宅サービス 3,000円／入所サービス 6,000円
一般（所得割28万円未満）	居宅・通所サービス 4,600円／入所サービス 9,300円

## ■ 障害福祉サービスの利用のしかた

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。町や相談支援事業者がお手伝いしますので、まずは役場福祉保健課か相談支援事業者にご相談ください。

### 1 相談・申請

町または相談支援事業者\*に相談します。サービスが必要な場合は役場福祉保健課に申請します。  
\*相談支援事業者とは、都道府県の指定を受けた事業所のことです。障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援などを行います。

### 2 調査

障害者または障害児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

### 3 審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、市町村審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害程度区分）が決められます。

### 4 決定（認定）・通知

障害程度区分や生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。  
※受給者証には、サービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので大切に扱きましょう。  
※認定結果に満足できないときには、県に申し立てをすることができます。

### 5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。  
※サービス利用に関して支援を必要とする方は、相談支援事業者にサービス利用計画の作成を依頼できます。（作成費は無料です。）

### 6 サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（1割）を支払います。



# 医療

## ■ 重度心身障害者医療費の助成

身体 知的 精神

重度の心身障害者（児）に対し医療費の助成を行います。保険証を使って病院などで診療などを受けた際の自己負担分が助成対象です。（入院時の食事療養費や保険適用外のもの除く）

- 対象 65歳になる前に、次の①～③いずれかに該当する障害者手帳の交付を受けた方  
①身体障害者手帳1～2級（内部障害は1～3級） ②愛護手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級  
※世帯の所得状況などにより、一部自己負担または対象外となる場合があります。
- 窓口 役場福祉保健課

## ■ 自立支援医療費の助成

障害者の障害程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めるために必要な医療を県の指定する医療機関などで受ける場合に、窓口負担を1割に軽減する制度です。

※所得状況などにより、1か月の負担上限額が設けられます。また、対象外となる場合があります。

※医療を受ける前の事前申請が必要です。

※有効期間は最長1年間で、医療を継続する場合には、更新手続きが必要です。

### ① 更生医療

身体

- 対象 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象医療を受ける場合。  
※手帳交付申請と同時申請できます。

区分	対象となる医療の一例 【 】は原因疾病等
視覚	角膜移植術【角膜混濁】、水晶体摘出術【白内障】、網膜剥離手術【網膜剥離】
聴覚	形成術【外耳性難聴】、穿孔閉鎖術【鼓膜穿孔】
言語	薬物・暗示療法による治療【精神的ショック等により生じた機能性言語障害】、 形成術【外傷性または手術後に生じた発音構語障害】
肢体	理学療法・作業療法【マヒ障害】、関節授動術・関節形成術・人工関節置換術【関節拘縮・関節強直】、 切断端形成術【義肢装具のため】
心臓	ペースメーカー移植術【後天性心疾患】、心臓移植術
腎臓	人工透析療法（血液透析・腹膜透析）【腎機能全廃】、腎移植術
小腸	中心静脈栄養法【小腸機能全廃】
免疫	抗HIV療法・免疫調節療法【HIV感染症】

- 窓口 役場福祉保健課

### ② 精神通院

精神  
手帳不要

- 対象 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状のある方の通院医療費。  
院外処方、精神科デイ・ケア、訪問看護も対象となります。
- 窓口 役場福祉保健課

### ③ 育成医療

身体  
手帳不要

- 対象 18歳未満であって、身体に障害のある児童や、放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの。
- 窓口 三八地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（八戸保健所）

## ■ 特定疾患・小児慢性特定疾患の医療費助成

身体  
手帳不要

国が指定する難病のうち、パーキンソン病など特定疾患患者の治療費を助成します。

- 窓口 三八地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（八戸保健所）

# 福祉用具

## 補装具の交付・修理

身体

失われた身体の一部や損傷のある身体機能を補う用具（補装具）の交付および修理を行います。利用者負担額は、購入・修理費用の原則1割です。（月額負担上限あり。5ページ①参照）

対象となる障害	補装具の種目
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）
18歳未満の児童	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
音声言語障害かつ重度肢体不自由	重度障害者用意思伝達装置

※歩行補助つえ・電動車いすを除き、医師の意見書が必要です。電動車いすについては、実地判定（試乗調査）を要します。

### ●窓口 役場福祉保健課

## 日常生活用具の給付・レンタル

身体

知的

精神

重度の障害のある方に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具を給付またはレンタルします。利用者負担額は、購入・レンタル費用の原則1割です。（月額負担上限あり。5ページ①参照）

※費用が、種目毎に定められた基準額を超える場合、超過分は全額自己負担となります。

区分	種目および対象者
介護・訓練支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特殊寝台 下肢または体幹機能障害1～2級の方</li> <li>■特殊マット/特殊尿器 下肢または体幹機能障害1級で、常時介護を要する方</li> <li>■入浴担架/体位変換器/移動用リフト 下肢または体幹機能障害1～2級で、他人の介助を要する方</li> <li>■訓練いす 下肢または体幹機能障害1～2級、原則として3歳以上18歳未満の児童</li> <li>■訓練用ベッド 下肢または体幹機能障害1～2級、原則として小学生以上18歳未満の児童</li> </ul>
自立生活支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入浴補助用具/便器 下肢または体幹機能障害1～2級で、他人の介助を要する方</li> <li>■T字状・棒状のつえ/移動・移乗支援用具 平衡、下肢、体幹機能障害のいずれかを有する方</li> <li>■特殊便器 ・愛護手帳Aで、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方 ・上肢機能障害1～2級、原則として小学生以上の方</li> <li>■頭部保護帽 ・平衡、下肢、体幹機能障害のいずれかを有する方 ・てんかんの発作などにより頻繁に転倒する知的障害児(者)、精神障害者</li> <li>■火災警報器/自動消火器 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な方</li> <li>■電磁調理器/歩行時間延長信号機用小型送信機 視覚障害1～2級、原則として小学生以上の方</li> <li>■聴覚障害者用屋内信号装置 聴覚障害1～2級の方</li> </ul>



# 税金

## ■ 所得税・住民税

### ① 障害者控除

身体 知的 精神

納税者本人または控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合、障害者控除を所得金額から差し引くことができます。サラリーマンなどの方は年末調整の際に、自営業などの方は確定申告の際に、申告書に必要事項を記入することにより、控除を受けられます。

対象	控除の種類	控除額（所得税）
身体障害者手帳1～2級、愛護手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1級など	特別障害者控除	40万円
	特別障害者である控除対象 配偶者・扶養親族と同居の場合	配偶者・扶養控除額に 35万円加算
上記以外の障害者手帳所持者など	障害者控除	27万円

※住民税は控除額が異なります。

●問合せ 八戸税務署、役場税務課

### ② 医療費控除

日常生活用具（9～10ページ参照）のストマ用装具や紙おむつ（傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきりの状態にある場合）の利用者負担額は、医療費控除の対象となります。ただし、それぞれ医師が記載した「ストマ用装具使用証明書」「おむつ使用証明書」が必要です。

●問合せ 八戸税務署、役場税務課

### ③ 住民税の非課税

本人が上記①の障害者控除を受けており、合計所得金額が125万円以下の場合、住民税が非課税となります。

●問合せ 役場税務課

## ■ 自動車税・自動車取得税の減免

身体 知的 精神

障害者手帳をお持ちの方、または生計を一にする家族などが所有する自家用自動車の自動車税（障害者1人につき1台まで）および自動車取得税を減免します。

※障害の程度や自動車の使用状況により、対象外となる場合があります。

※障害者本人以外が所有または運転する場合は、事前に役場福祉保健課で「生計同一証明書」または「常時介護証明書」の交付を受け、添付する必要があります。

●窓口 三八地域県民局 県税部 TEL0178-27-5111（代表）

## ■ 軽自動車税の減免

身体 知的 精神

障害者手帳をお持ちの方、または生計を一にする家族などが所有する自家用軽自動車の軽自動車税（障害者1人につき1台まで）を減免します。ただし、自動車税の減免を受ける方は対象外です。

●窓口 役場税務課

## ■ その他の税の減免

■事業税…重度の視覚障害者があんま、マッサージ、はり、きゅうなどの事業を行う場合、事業税が非課税

■贈与税…特別障害者を受益者とする「特別障害者扶養信託契約」に基づく信託受益権のうち、6,000万円までの部分は贈与税が非課税

■相続税…70歳未満の障害者が相続により財産を取得した場合、相続税から一定額を控除

■利息等の非課税…元利合計一定額まで預貯金の利息等にかかる所得税・住民税利息割が非課税

# 公共料金等の割引

## NHK放送受信料の免除

身体 知的 精神

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で一定の要件を満たす場合、NHK放送受信料が免除されます。

対象世帯	免除額
障害者手帳（身体、愛護、精神）をお持ちの方がいる町民税非課税世帯	全額
契約者が重度の障害者（身体1～2級、愛護A、精神1級）で世帯主	半額
契約者が視覚障害者または聴覚障害者で世帯主	

●窓口 役場福祉保健課

## 携帯電話料金の割引

身体 知的 精神

各電話会社に障害者手帳所持者への割引があります。ただし、他の割引やサービスと併用ができない場合もあります。

●問合せ

加入ケータイから

一般電話から

- ・ドコモ … (局番なし) 151
- ・au … (局番なし) 157
- ・ソフトバンク … (局番なし) 157

- 0120-800-000
- 0077- 7 -111
- 0088-240-157

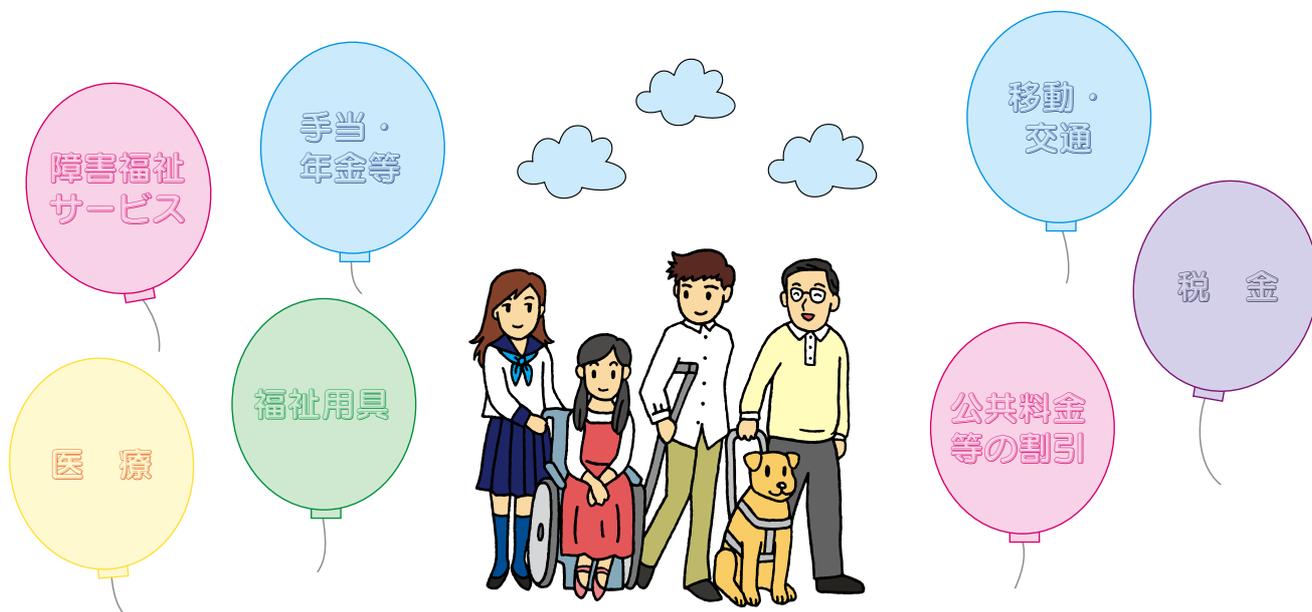
## NTTの無料番号案内「ふれあい案内」

身体 知的 精神

電話帳の利用が困難な視覚障害者や重度の上肢不自由者、知的障害者、精神障害者を対象に「104番」の番号案内を無料で行います。事前に登録が必要です。

- 対象
- ①身体障害者手帳をお持ちの方のうち、視覚障害（等級は問いません）、上肢1～2級、体幹1～2級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1～2級の方
  - ②愛護手帳をお持ちの方
  - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●問合せ ☎0120-104174



# 移動・交通

## 交通機関の運賃割引

身体 知的 精神

障害者手帳の交付を受けた方が交通機関を利用する際の運賃等を割引します。

交通機関の種類別	割引方法	割引率
鉄道旅客運賃（JR・私鉄）	乗車券販売窓口（みどりの窓口など）で手帳を提示	5割引 （定期券は3割引）
路線バス	利用の際に手帳を提示	
タクシー	利用の際に手帳を提示	1割引
航空旅客運賃（国内）	航空券販売窓口で手帳を提示	航空会社により異なる

- 対象 手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が  
①第1種の方…本人および介護者1人  
②第2種の方…本人のみ（12歳未満の方は、本人および介護者1人）
- 窓口 各交通機関の窓口

## 高速道路・有料道路の通行料金の割引

身体 知的

障害者の移動のために高速道路や有料道路を利用する際、半額の割引を受けられます。本人または家族などが所有する車両1台を事前に登録する必要があります。ETCも利用できます。

- 対象 ①「身体」障害者手帳をお持ちの方が運転する場合  
②重度の心身障害者（身体・愛護の第1種）を乗せて、介護者が運転する場合
- 窓口 役場福祉保健課

## 移動支援（車両移送）

身体 知的 精神

車いすやストレッチャーのまま乗降できる福祉車両により、自宅と医療機関などの移動を支援します。

- 対象 障害者手帳をお持ちの方で、屋外において単独での歩行が困難な方。  
ただし、障害者施設や介護保険施設などへ入所している方は利用できません。
- 窓口 役場福祉保健課

## 運転免許取得費の助成

身体 知的 精神

障害者手帳をお持ちの方が、就労など社会参加のために普通自動車免許を取得した際、経費の一部を助成します。

- 窓口 役場福祉保健課

## 自動車改造費の助成

身体

身体障害者手帳をお持ちの方が、就労など社会参加のため自ら所有し運転する自動車の操向装置や駆動装置などを改造する場合に、経費の一部を助成します。

- 窓口 役場福祉保健課

## 駐車禁止の除外

身体 知的 精神

身体障害者などで、用務先の直近に駐車しなければ徒歩での移動が困難と認められる方に標章を交付し、公安委員会による駐車禁止規制の適用を除外します。（法定禁止区域内を除く）

- 対象 ①身体障害者手帳（障害の程度により対象外となる場合があります。）  
②愛護手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級  
※申請料がかかります。
- 窓口 五戸町社会福祉協議会 TEL0178-62-2547

# その他の各種制度

## 障害者地域活動支援センター

身体 知的 精神  
手帳不要 手帳不要 手帳不要

地域で生活する障害者がくつろげる場所です。障害者手帳の交付を受けている方や自立支援医療（精神通院）を利用している方などに対し、創作的活動・生産活動の提供などを行います。五戸町では、八戸市と十和田市にある5つのセンターに業務を委託しています。

- 窓口 各障害者地域活動支援センター（裏表紙参照）

## 相談支援

身体 知的 精神  
手帳不要 手帳不要 手帳不要

障害者やその家族などの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営めるよう援助します。五戸町では、八戸市と十和田市にある5つの障害者地域活動支援センターに業務を委託しています。

- 窓口 各障害者地域活動支援センター（裏表紙参照）

## コミュニケーション支援

身体

聴覚などの障害により、他者と意思疎通を図ることが困難な方に対し、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

- 対象 聴覚障害、音声・言語機能障害など
- 窓口 役場福祉保健課

## 日中一時支援

身体 知的 精神

障害者（児）を一時的に預けることにより、日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労を支援します。また、日常的に介護している家族の一時的な休息としても利用できます。

- 対象 障害者手帳をお持ちの方
- 窓口 役場福祉保健課

## しよくおや 職親

知的

知的障害者の自立更生を図るため、自治体に職親登録している事業経営者個人に一定期間預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

- 対象 青森県障害者相談センターの判定の結果、職親に委託することが適当と認められた知的障害者
- 窓口 役場福祉保健課

## 就職支度金の支給

身体

障害者施設に入所・通所し訓練を受けている方が、就職（自営業を含む）により施設を退所する場合に就職支度金を支給します。

- 窓口 役場福祉保健課



# 相 談 窓 口

## ■ 五戸町役場 〒039-1513 五戸町字古館21-1

福祉保健課	障害者手帳や各種手当の申請受付、福祉用具や医療給付、自立支援給付の申請受付および支給決定などを行います。	TEL 0178-62-2111 (代表) FAX 0178-62-6317 ✉ soudan@town.gonohe.aomori.jp
住 民 課	障害基礎年金(国民年金の方)の申請受付を行います。	

## ■ 三八地域県民局 地域健康福祉部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7

福祉総室 (三戸地方 福祉事務所)	役場窓口での申請を受け、身体障害者手帳・愛護手帳の交付(※)、各種手当の認定などを行います。 ※手帳の交付事務は、平成21年4月から青森県障害者相談センターに移管します。	TEL 0178-27-5111 (代表) FAX 0178-27-4509 ✉ SA-FUKUSHI@pref.aomori.lg.jp
こども相談総室 (八戸児童 相談所)	18歳未満の児童へ愛護手帳を交付する際の判定を行います。また、児童についてのさまざまな相談を受け付けています。	TEL 0178-27-2271 FAX 0178-27-2627
保健総室 (八戸保健所)	役場窓口での申請を受け、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療(精神通院)の認定を行います。また、育成医療の申請受付、うつ病など精神保健に関する相談や難病対策なども行っています。	TEL 0178-27-5111 (代表) FAX 0178-27-1594

## ■ 青森県障害者相談センター 〒036-8065 弘前市大字西城北1丁目3-7

市町村窓口で受付した補装具や自立支援医療(更生医療)の申請が適正かどうかの判定、18歳以上の方へ愛護手帳を交付する際の判定などを行っています。平成21年4月からは、市町村窓口での申請を受け、身体障害者手帳・愛護手帳の交付も行います。	TEL 0172-32-8437 FAX 0172-34-6167 ✉ SSODAN@pref.aomori.lg.jp
--	--

## ■ 身体障害者相談員・知的障害者相談員

民間の協力者を県知事が相談員に委任しています。相談員は、障害者やその家族からの相談に応じ、助言や関係機関への連絡などを行います。相談員の名簿などは随時、町の広報紙などでお知らせします。

## ■ 障害者地域活動支援センター

障害者とその家族、関係者などが利用でき、自立や社会復帰、社会参加などの支援活動やさまざまな相談を行います。五戸町では、次の5つの事業所に業務を委託しています(順不同)。

● 清 里	〒039-0813	八戸市大字新井田字松山下野場7-9	TEL 0178-25-0055	FAX 0178-25-0233
● ベル・エポック	〒031-0813	八戸市大字新井田字出口平32-2	TEL 0178-30-1100	FAX 0178-25-1333
● 青 明 舎	〒039-1104	八戸市田面木字赤坂35-35	TEL FAX 0178-70-2088	
● ハートステーション	〒031-0802	八戸市小中野8丁目14-24	TEL FAX 0178-43-5717	
● アセンドハウス	〒034-0089	十和田市西23番町5-5	TEL 0176-21-1173	FAX 0176-21-1163

## ■ 青森県障害者社会参加推進センター「障害者110番」

障害者のためのなんでも相談窓口です。	TEL 017-764-2941 (火曜、年末年始を除く10:00~17:00) FAX 017-764-2942
--------------------	--

## ■ 青森県発達障害者支援センター「ステップ」

自閉症などの発達障害に関する相談を行っています。	TEL 017-777-8201 (平日9:00~16:00) FAX 017-777-8202 ✉ aoshien6@adagio.ocn.ne.jp
--------------------------	--

## ■ 青森県難病相談・支援センター

難病に関する相談を行っています。	TEL FAX 0172-62-5514 (日・祝・年末年始を除く9:00~16:00)
------------------	--

## ■ 青森県消費生活センター 青森相談室

障害者の消費者トラブルに関する相談を行っています。	TEL 017-722-3343 FAX 017-722-3414
---------------------------	-----------------------------------